

第23期 第2回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年6月5日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	竹 林 雅 史
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	関 野 稔
	〃	工 藤 徳 康
	〃	木 村 正 則
	〃	中 居 裕
	〃	赤 松 靖
	〃	堤 静 子
	欠席委員	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	宮 野 昭 一
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	主幹	田 澤 亮
	栽培・資源管理グループ 技師	澤 田 篤
	三八地方水産事務所 水産普及課長	藤 川 義 一
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

互選の結果、南谷雅人委員に決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第2回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第2回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項1件の審議が予定されていますので委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、佐京委員と坂岡委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして御説明します。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、県の方から議案の第1号について説明させていただきます。

めくっていただいて2ページ目を御覧いただきたいと思います。

先月と同様に表の上の方に記載してあります、制限措置の各項目のうち、主な項目についての概要を説明させていただきます。

最初の2ページ目ですけども、こちらは、小型定置漁業でございます。

2段に分かれていますけども、こちらは、操業区域の違いということでございます。

漁業を営む者は、東共第14号共同漁業権の組合員行使権者ということで、三沢市漁協の組合員ということでございます。

各域、商業区域ごとに一人ずつということになっております。こちらが２ページ目の概要説明でございます。

続いて、３ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、うに潜水器漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、操業について、八戸海上保安部等の同意を得た者というふうに書いておりますけども、こちらは、八戸鮫浦漁協の組合員ということを想定してございます。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は１人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見ありませんですか。

委 員

（意見なし。）

会 長

御質問、御意見もないようでありますので、それでは議案第１号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

ありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

御異議なしと認め、それでは議案第１号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第２号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第２号につきまして説明いたします。

議案第２号 資料の１ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和７年５月１２日付け７水管第３７１号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第１６条第１項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第２項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

澤田技師

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第２号について補足説明いたします。

配付資料の２枚目、３ページ、４ページを御覧ください。

令和７年５月１２日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まさば及

びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら本州太平洋北部系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならないとなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まさば及びごまさば太平洋系群についての当初配分は、現行水準となっており、その全量を県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、青森県まさば及びごまさば漁業に配分するものです。

現行水準とは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで資源管理方針に基づき、漁船隻数を努力量として定めた上で管理を行うものであります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量というものが示されておりますが、この数量を超えたとしても採捕停止命令等がかかるものではありませんけれども、県から助言、指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

続いて、まだら本州太平洋北部系群、本州日本海北部系群、北海道太平洋については、令和6年7月から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1に取り組んでおりましたが、令和7年7月からは、TAC管理のステップ2が開始することとなります。

ステップ2における当初配分に関しては、試行水準となっており、その全量をそれぞれ青森県まだら本州太平洋北部漁業、青森県まだら本州日本海北部漁業、青森県まだら北海道太平洋漁業に配分するものとなっております。

試行水準というのは、各般の説明の段階において、都道府県別漁獲可能量及び大臣許可管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理するものとなっております。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年、または5か年の漁獲実績の比率（シェア）の平均値を乗じて算出した数量が施行目安数量として提示されています。

ステップ2においても、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても採捕停止命令等がかかるものではありませんので御理解ください。

参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、3枚目、5ページに添付しておりますので後ほど御覧ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

（ 意見なし。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、それでは議案第２号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（ 異議なし。）

会 長

御異議なしと認め、それでは議案第２号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第３号「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第３号につきまして説明いたします。

まず、広域漁業調整委員会でございますが、都道府県の区域を越えた広域的な問題を処理するために、全国を太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の３ブロックに分けて設置されております。

農林水産大臣の監督の下、年数回会議の方が開かれています。

本委員会が関係するのは、太平洋広域漁業調整委員会でございます。太平洋クロ

マグロや太平洋南部キンメダイなどに関する委員会指示。マサバ太平洋系群などの広域魚種の資源管理などが審議されております。

本委員会からは、代表としまして、竹林委員に委員を務めていただいております。次に議案第3号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県水産振興課長から委員会会長あての依頼文となっております。

件名及び本文の一部を読み上げます。

太平洋広域漁業調整委員会の互選委員の互選結果の報告について（依頼）

このことについて、令和7年4月30日付け水管第297号で水産庁資源管理部漁獲管理官から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴委員会において漁業法第153条第2項第1号に基づく広域漁業調整委員会の互選委員1名を互選し報告ください。となっております。

以上のとおりで、令和7年9月30日で今期の委員が任期満了となるため、漁業法の規定に基づき、10月以降の4年間を任期とする委員の互選を依頼されたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

野月副参事

水産振興課 野月副参事

ただ今、事務局長の方から説明していただいたとおりでございます。

県の方からの補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、太平洋広域漁業調整委員会委員の互選方法、または推薦する委員があればお願いします。

竹林委員

はい、議長。

会 長

はい、竹林委員。

竹林委員

今日、本人は欠席しておりますけれども、南谷委員を推薦したいと思います。

なお、南谷委員からは、承諾をもらっておりますので申し添えます。以上です。

会 長

他にございませんですか。

委 員

(意見なし。)

会 長

それでは、意見がなく、他に推薦もないようですから、南谷委員を互選することに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

御異議なしと認め、それでは議案第3号「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」は、南谷委員を互選することに決定いたします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項の「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告願います。

事務局 傳法技師

はい、会長。

会 長

傳法技師

事務局 傳法技師

事務局の傳法です。

まず、報告事項資料について説明させていただきます。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の資料につきましては、1ページ目の方に概要を記載しておりまして、2ページ目以降が、総会資料の該当箇所の抜粋となっております。

それでは、概要の説明の方に入らせていただきます。

まず、本会議につきましては、令和7年5月12日に山口県山口市 山ログランドホテルにて開催されました。出席者は、松本会長、長谷川主幹専門員、私の3名です。

(1) 令和6年度事業報告、収支決算書及び剰余金処分案の承認については、2ページから9ページ目が該当箇所となっております、こちらについては原案どおりに承

認されました。

承認された内容につきましては、令和6年度の事業報告、令和6年度の決算額、令和6年度の剰余金について承認されました。

続きまして、(2) 令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認については、10ページから13ページ目が該当箇所となっております、こちらについても原案どおり承認されました。

令和7年度の事業報告については、記載のとおりとなっておりますが、東部海区が該当する箇所としましては、ブロック会議の東日本が今年の10月に三重県で開催されますので、松本会長には対応の程よろしくお願いします。

予算額については、収入が前年度の剰余金7,131,429円に各海区からの負担金を合わせまして、収入が13,628,255円となっており、支出はそれに対応する形となっております。

(3) の令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書案については、14ページから35ページの方に記載されております、こちらは、原案どおり承認されました。来月の7月23日の水曜日に農林水産省において、関係省庁等への要望活動を行います。

(4) 次期通常総会の開催地については、令和8年度は東京都開催で承認されました。

(5) 役員選出については、原案どおり承認されまして、本県からは、松本会長が副会長に選任されました。

最後に令和7年度連合会会長表彰につきましては、勤続が10年以上の委員を対象に表彰されますが、本県からは中居委員が選出されました。

以上が報告となります。よろしくお願いします。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

(意見なし。)

会 長

御質問もないようですので、それでは、これで議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第2回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時50分